

4 税率

税率については、賦課明細書に記載されています。

5 年度途中に加入・脱退した場合の月割計算について

加入……加入した日の属する月から月割りをもって算定した額が課せられます。

脱退……脱退した日の属する月の前月までを、月割りで算定した額が課せられます。

6 審査請求

納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

75歳になられる方の国民健康保険税について

75歳になられると、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行となります。国民健康保険税は75歳到達月の前月分まで課税されます。年度途中で75歳に到達される方に関しては、あらかじめ75歳到達月以降の月数を差し引いて国民健康保険税を課税しています。

所得の申告について

国民健康保険に加入している方及び国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主で、前年中の所得の申告をされていない方は、早急に申告をお願いします。（前年中に仕事等をしておらず所得が無い方も、所得が無い旨の申告をお願いします。）申告をされないと、世帯の合計所得が一定の基準に満たない世帯を対象とした国民健康保険税の軽減措置が受けられません。また、高額療養費等給付制度における所得区分が「上位所得者」扱いとなり、高額療養費の支給額が減ったり、「限額額適用認定証」などの発行が出来ない場合がありますのでご注意ください。

賦課の根拠その他

1 賦課の根拠

この税金は、地方税法第703条の4及び島田市国民健康保険税条例第1条の規定により、国民健康保険の被保険者及び国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（40歳以上65歳未満の方。以下「第2号被保険者」という。）が属する世帯の世帯主に課税されます。世帯主が他の医療保険制度に加入している場合も、その世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合には、世帯主に国民健康保険税が課税されます。

2 後期高齢者支援金等課税額について

後期高齢者医療制度を支援するため、基礎課税額と合算し課税されます。

3 介護納付金課税額について

第2号被保険者が国民健康保険の被保険者となったときに課税されます。年度途中で40歳になったときは、その月から年度末（3月）までを月割りで課税します。年度途中で65歳になったときは、その月から年度末（3月）までを月割りで減額します。

7 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

8 滞納処分

納期限までに税金を完納しないために督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることとなります。

特例対象被保険者等（非自発的失業者）となった方への軽減制度について

会社の倒産や解雇等の理由により国民健康保険に加入された被保険者（非自発的失業者）に対し、平成22年度より軽減が受けられるようになりました。この制度の詳細については以下のとおりです。

- 1 対象者 下記のすべての条件に該当する方
 - ①失業した日において65歳未満の方
 - ②雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主の都合により離職）もしくは雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了等により離職した者）に該当する方
- 2 軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
- 3 軽減内容 離職者の所得割基礎額のうち、給与所得を100分の30として所得割額の算定及び低所得者軽減の判定をします。
- 4 届出 雇用保険受給資格者証を持って、島田市役所国保年金課保険税係の窓口までお越しください。

※軽減適用後、被用者保険に加入した場合は、軽減は打ち切りとなります。（ただし、適用期間内に再離職をした方は、再度対象になる場合がありますので、国民健康保険の加入手続時にお申し出ください。）

お問合せ先 島田市役所
 <課税の内容及び金額に関する事>
 国保年金課 保険税係 0547-36-7178
 <納付に関する事>
 納税課 収納担当 0547-36-7138